

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月 29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第 8 - 93号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第 8 - 55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目（以下「移動後項等」という。）に対応する同表の改正前の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目（以下「移動項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の細目の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限等)</p> <p>第 8 条 任命権者又は市町村教育委員会は、職員に<u>時間外勤務（一般職員勤務時間条例第 9 条第 2 項又は市町村立学校職員勤務時間条例第 8 条第 2 項の規定により命ぜられて行う勤務をいう。以下この条において同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者又は市町村教育委員会が、時間外勤務を命ずることができる時間は、限度時間を超えない時間に限る。</u></p> <p><u>3 前項の限度時間は、1月について45時間及び1年について360時間とする。</u></p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時又は緊急に限度時間を超えて勤務することができる場合として委員会が別に定める場合に限り、限度時間を、1月について100時間未満及び1年について720時間を超えない範囲内で延長することができる。ただし、次の各号のいずれにも該当しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 時間外勤務の時間が1月において45時間を超える月数が、1年において6月を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務の時間の1月当たりの平均時間が80時間を超えないこと。</u></p> <p><u>5 任命権者又は市町村教育委員会は、大規模な災害その他の避けることのできない事由への対応をするため公務の運営上真にやむを得ない場合には、職員に前2項に定める限度時間を超えて勤務することを命ずることができる。この場合において、任命権者又は市町村教育委員会は、時間外勤務を</u></p>	<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第 8 条 任命権者又は市町村教育委員会は、<u>一般職員勤務時間条例第 9 条第 2 項又は市町村立学校職員勤務時間条例第 8 条第 2 項の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。</u></p>

命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後において検証を行うものとする。

6 任命権者又は市町村教育委員会は、時間外勤務命令を必要な最小限度において行うものとし、前2項の規定の適用に当たっては、これを拡張して解釈してはならない。

7 任命権者又は市町村教育委員会は、限度時間を超えて勤務することを命じられた職員に対し、その健康及び福祉を確保するための適切な措置を講じなければならない。

8・9 (略)

(特別休暇)

第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(3) (略)

(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合 一の年において5日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間

ア～ウ (略)

エ 国、地方公共団体又は公共的団体等が行う地域づくり又は地域の安全対策に係る活動

(5)～(22) (略)

2～4 (略)

5 第1項第4号、第8号から第10号まで、第20号又は第22号の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

2・3 (略)

(特別休暇)

第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(3) (略)

(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合 一の年において5日を超えない範囲内で必要と認められる期間

ア～ウ (略)

(5)～(22) (略)

2～4 (略)

5 第1項第8号から第10号まで、第20号又は第22号の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。